

沖縄県警察教養規則

発出年月日：平成12. 3. 24

文書番号：沖縄県公安委員会規則7

公表範囲：全文

(目的)

第1条 この規則は、警察教養規則（平成12年国家公安委員会規則第3号）第6条第2項の規定に基づき、沖縄県警察職員（以下「職員」という。）に対する警察教養に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(警察教養の基本)

第2条 警察教養は、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持するという警察の責務が県民から負託されたものであることを職員一人一人が自覚し、職務にかかる倫理を保持し、適正に職務を遂行する能力を修得できるよう教養することを基本とする。

(警察本部長への委任)

第3条 職員に対する警察教養に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。